

町では、公民館で、次の申告の受付を行いますので、期限内に申告をしてください。

【所得税及び復興特別所得税確定申告】

2月16日（金）
（3月15日（金）
（土曜・日曜・祝日除く。）
午前9時から午後4時30分まで（正午から午後1時までを除く。）
※最終日3月15日（金）
の受付は正午まで

▼申告が必要な人

次ページのフローチャートを参照ください。
(申告が不要な人の説明も一部記載。)

▼申告に必要なもの

①給与・年金の源泉徴収票（原本）、報酬・料金

②営業所得等がある場合は収支計算書及び仕入、売上、必要経費等の明細書等
(※青色申告の人は、直接税務署へ申告をしてください。また、土地・建物、株式などを売った人の譲渡所得の申告についても同様です。)

⑧マイナンバー（個人番号）の記載・番号確認書類十本人確認書類など

申告期限の終期が所得税等の納期限です。納付が遅れた場合や残高不足等により口座振替ができなかつた場合には、法定納期限の翌日から納付までの延滞税を併せて納付する必要がありますので、ご注意ください。



運転免許証更新時講習 (2月1日から3月14日まで)

駅前交流プラザよろーな会場

- 違反運転者講習(2時間)
2月1日(木)午後2時
3月14日(木)午後7時
- 初回更新者講習(2時間)
3月7日(木)午後2時
- 一般運転者講習(1時間)
2月1日(木)午後5時30分
2月22日(木)午後2時
3月7日(木)午後5時30分
- 優良運転者講習(30分)
2月1日(木)午後7時
2月22日(木)午後1時
3月7日(木)午後1時
3月14日(木)午後6時

下川交通防犯センター会場

- 優良運転者講習(30分)
3月4日(月)午後1時

併せて、令和6年1月1日現在、下川町に住所のあるものを、納める申告の場合は口座使用印鑑を用いてください。また、住民税の申告の受付を行います。

▼申告が必要な人

次ページのフローチャートをご参考の上、申告が必要な人は、関係書類（【所得税等確定申告参照】）を持参の上、

期限内に申告をしてください。
①税務署に所得税等の確定申告書類を提出する人

④合計所得金額が、次ページの「個人の町・道民税の非課税限度額」以下の人

②給与収入のみで勤務先から給与支払報告書が町に提出されている人
③公的年金等の収入のみで日本年金機構等から公的年金等支払報告書が町に提出されている人
(※②又は③の人で、扶養控除等の修正等が必要な人や、各種控除を受けたい人は申告が必要です。)